

- ①施設・事業の利用定員の考え方・ルール
  - ②教育・保育施設、地域型保育事業者に関する運営基準
  - ③業務管理体制・情報公表に関するルール
- を定めていく必要がある

(子ども・子育て支援法に基づく)

事 項	概要	
利用定員	各施設・事業に応じた利用定員の設定に関する考え方	条例で制定
運営基準	給付の対象施設・事業として運営上求められる基準について	
業務管理体制	適正な給付の実施、コンプライアンス体制について	
情報公表	施設・事業として求められる教育・保育に関する情報について	

(1) 利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容・手続きの説明、同意、契約</li> <li>・応諾義務</li> <li>・定員を上回る利用の申し込みがあった場合</li> <li>・支給認定証の確認</li> </ul>
(2) 教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</li> <li>・子どもの心身の状況の把握</li> <li>・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)</li> <li>・バックアップ教育・保育施設との連携(地域型保育事業のみ)</li> <li>・利用者負担の徴収(実費徴収・上乗せ徴収を含む)</li> <li>・利用者に関する市町村への通知</li> <li>・特別利用保育・特別利用教育の提供</li> </ul>
(3) 管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示</li> <li>・秘密保持、個人情報保護</li> <li>・非常災害対策、衛生管理</li> <li>・事故防止及び事故発生時の対応</li> <li>・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)</li> <li>・苦情処理</li> <li>・会計処理</li> <li>・記録の整備</li> </ul>
(4) 撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認の辞退、定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)</li> </ul>

合計 20 項目

## 審議内容

### ■市の方針



基本的には国の基準どおり

### ■確認事項

#### 1、提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約

「事前説明を要する重要事項の範囲、内容、方法(文書交付など)、契約様式に関する考え方など、実務面における対応についての検討」

##### ○事前説明の事項

- ・運営規定の概要
- ・苦情処理体制
- ・事故発生時の対応

といった、施設・事業の選択に資すると認められる事項を対象

○また、事前説明の方法については、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とし、保護者の申し出に応じて電子ファイル等を提供することも可能とする。

### ※運営規定について

「施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示」

①施設・事業の目的及び運営の方針

②提供する教育・保育の内容

③職員の職種、員数及び職務の内容

④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）

※教育に関しては、学期、長期休業日、教育標準時間を含む。

※保育に関しては、保育標準時間認定、保育短時間認定の子ども利用時間帯を含む。

⑤利用料等に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む）

⑥利用定員（確認制度上の定員区分と同じ区分で定める）

⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む）

⑧緊急時等における対応方法

⑨非常災害対策

⑩虐待防止のための措置に関する事項

⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項



■運営基準 ※概ねとりまとめ済み

○「従うべき基準」・・・はっきりと確定していないが、想定される項目について右端に表記

		国基準	市の方針（案）
分類	項目	内容	
利用開始に伴う基準	提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約	<p>《事前説明を要する重要事項の範囲、内容、方法(文書交付など)契約様式に関する考え方など、実務面について》</p> <p>施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。</p> <p>事前説明を要する重要事項としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程の概要</li> <li>・苦情処理体制</li> <li>・事故発生時の対応</li> </ul> <p>といった、施設・事業の選択に資すると認められる事項を対象とする。</p> <p>事前説明の方法については、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。</p>	→国の基準どおり
	応諾義務	<p>《利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされている。この「正当な理由」の範囲や内容(例:滞納、保護者とのトラブル)について》</p> <p>利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>「正当な理由」については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①定員に空きがない場合</li> <li>②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）</li> <li>③その他特別な事情がある場合</li> </ol> <p>などを基本とする。</p> <p>「③その他特別な事情がある場合」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係</li> <li>・利用者による利用者負担の滞納との関係</li> <li>・設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係</li> <li>・保護者とのトラブルの関係</li> </ul> <p>などについて、慎重に整理した上で、その運用上の取扱いについて示していくこととする。</p> <p>「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、市町村によるあっせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならないこととする。</p> <p>市町村又は他の施設・事業者が行う連絡調整等については、できる限り協力することとする。</p>	→国の基準どおり
	定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<p>《定員を上回る利用の申込みがあった場合は、国が定める選考基準に基づき選考を行うことになるが、選考方法についてあらかじめ明示を求める》</p> <p>教育標準時間認定を受けた子どもの場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①抽選</li> <li>②先着順</li> <li>③建学の精神等設置者の理念に基づく選考</li> </ol> <p>などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で、行うこととする。</p> <p>特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できることとする。</p> <p>保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整を行う。</p>	→国の基準どおり

利用開始に伴う基準	支給認定証の確認、支給認定申請の援助	<p>支給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認（利用期間等）を行うこととする。</p> <p>支給認定申請が行われていない場合には、介護保険制度などを踏まえ、申し込みの意思も踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をすることとする。</p>	→国の基準どおり
	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	<p>幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならないこととする。</p> <p>地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなくてはならないこととする。</p>	
教育・保育の提供に伴う基準	子どもの適切な処遇	<p>現行の保育所における基準や障害児支援制度における指定基準を参考に、以下のような事項を求めることとする。</p> <p>①利用児童の平等取扱い 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>②虐待等の禁止 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>③懲戒に係る権限の濫用防止 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。</p>	→従うべき基準 「小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの」に該当すると想定
	連携施設との連携（地域型保育事業のみ）	<p>地域型保育事業を行う事業者に対し、</p> <p>①保育内容に関する支援 ②卒園後の受け皿 の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めることとする。</p> <p>連携施設の関係において、経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき</p> <p>①保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合 ②卒園後の受け皿として、連携施設に地域型保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等（契約書、覚書等）の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示していくことを求めることとする。（それ以外の項目であっても、明示することは可能）</p> <p>教育・保育施設について、連携の求めがあった場合、市町村の調整に協力するよう努めることとする。</p>	→国の基準どおり
	上乗せ徴収等の取扱い	<p>《施設・事業者は利用者負担以外に実費徴収、実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる》</p> <p>○情報公表事項 ○公立施設、社会福祉法人立施設の上乗せ徴収の取り扱い、地域子ども・子育て支援事業からの補足給付、それに係る実費徴収の限度との関係性については公定価格の議論において今後検討</p>	→国の基準どおり
	特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）	<p>《特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等》</p> <p>当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。</p> <p>※「特別利用保育」：1号認定を受けたこどもが、特定教育・保育施設(保育所に限る)から受ける保育 「特別利用教育」：2号認定を受けたこどもが、特定教育・保育施設(幼稚園に限る)から受ける教育 「特定利用地域型保育」：1号および2号認定を受けたこどもが特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育</p>	→国の基準どおり
	教育・保育の提供に関するその他の事項	<p>給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することを求めることとする。</p>	→国の基準どおり

管理・運営等に関する基準	運営規程の策定	<p>《施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示》</p> <p>以下のような事項について策定、提示</p> <p>①施設・事業の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する教育・保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）</p> <p>※教育に関しては、学期、長期休業日、教育標準時間を含む。</p> <p>※保育に関しては、保育標準時間認定、保育短時間認定の子どもの利用時間帯を含む。</p> <p>⑤利用料等に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む）</p> <p>⑥利用定員（確認制度上の定員区分と同じ区分で定める）</p> <p>⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む）</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項</p>	→国の基準どおり
	個人情報管理（秘密保持）	<p>施設・事業の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならないこととする。その際、支給認定証の記載事項はもとより、非記載事項についても、配慮が必要。</p> <p>現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講じることとする。</p> <p>※雇用契約時に取り決めた上で、違約金についての定めを置くといった措置が考えられる。</p> <p>地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととする。</p>	<p>→従うべき基準</p> <p>「小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの」に該当すると想定</p>
	非常災害対策、衛生管理等	<p>施設・事業については、非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練の実施を求めることとする。</p> <p>施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めることとする。</p>	→国の基準どおり
	事故発生の防止、発生時の対応	<p>施設・事業者に対して、以下の措置を講じること求めることを基本とする。なお、これらの措置を講じている旨について、情報公表の対象とする。</p> <p>《事故の発生（再発）防止》</p> <p>①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること</p> <p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること</p> <p>③事故発生防止のための委員会及び従業員による研修を定期的に行うこと</p> <p>《事故発生時の対応》</p> <p>①事故が発生した場合、保護者（家族）、市町村に対する速やかな報告を行うこと</p> <p>②その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること</p> <p>③賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと</p>	→国の基準どおり
	評価	<p>《教育・保育の質に関する①自己評価、②学校関係者、③第三者評価のあり方等について。（認定こども園法、学校教育法、社会福祉法、事業法それぞれとの関係に留意する必要がある。）</p> <p>自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とする。</p> <p>施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価について、受審に努めることとする。</p>	→国の基準どおり
	苦情処理	<p>入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じることとする。</p> <p>苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う旨を求めることとする。</p>	→国の基準どおり
	会計の区分	<p>公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める。</p> <p>財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。</p>	→国の基準どおり

管理・運営等に関する基準	管理・運営等に関するその他の事項	○勤務体制の確保等 施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくことを求めるとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることとする。	→国の基準どおり
		○誇大広告の禁止 施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならないこととする。	
撤退時のルール	撤退時のルール	施設・事業の撤退時における市町村又は当該施設・事業者等からの連絡調整等については、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。	→国の基準どおり
		上記に伴い、協力する教育・保育施設・地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。	